

大学院奨励研究員研究報告書

2026年 3月 17日

関西学院大学学長 殿

奨励研究員

| | | |
|-----|-------|---|
| 氏 名 | 藤田 和輝 | 印 |
|-----|-------|---|

指導教員

| | | |
|-------|---------|---|
| 所属・職名 | 経済学部・教授 | |
| 氏 名 | 上村 敏之 | 印 |

以下のとおり、報告いたします。

| | |
|------|--------------------------|
| 研究課題 | 今後の法人課税のあり方における理論的・実証的分析 |
| 採用期間 | 2025年4月1日 ～ 2026年3月31日 |

| | |
|--------------|--------|
| 研究科委員長・研究科長印 | 研究科受付印 |
| | |

提出先： 所属研究科事務

※所属研究科→研究推進社会連携機構（大学院）

研究発表状況（奨励研究員採用期間内に発表したものおよび、近く発表予定のもの）

（１）学会誌等への発表（著者、発表論文名、学会誌名、巻号、発表年月、掲載頁等）

| | | | | | | |
|------|-----|--|------|----|------|-----|
| 雑誌論文 | 著者名 | | 論文題目 | | | |
| | 雑誌名 | | | 巻号 | 発行年月 | 掲載頁 |
| | | | | | | |

| | | | | | | |
|------|-----|--|------|----|------|-----|
| 雑誌論文 | 著者名 | | 論文題目 | | | |
| | 雑誌名 | | | 巻号 | 発行年月 | 掲載頁 |
| | | | | | | |

| | | | | | | |
|----|-----|--|-------|------|-----|--|
| 図書 | 著者名 | | 論文題目 | | | |
| | 書名 | | | 発行年月 | 頁 | |
| | | | | | 総頁： | |
| | | | 担当箇所： | | | |

※論文題目：共著の場合の担当部分のタイトル

（２）学会発表（口頭・ポスター：学会名、開催地、発表論文名、発表年月日等）

| | | | |
|-----|-------------------------|-------|------------|
| 学会名 | 博士学位申請論文公開発表会 | 開催地 | 関西学院大学 |
| 題目 | 法人課税改革の経済分析 —租税原則からの検証— | 発表年月日 | 2026年2月12日 |

※下記の研究経過状況に示す研究についての報告が該当する。

| | | | |
|-----|--|-------|--|
| 学会名 | | 開催地 | |
| 題目 | | 発表年月日 | |

| | | | |
|-----|--|-------|--|
| 学会名 | | 開催地 | |
| 題目 | | 発表年月日 | |

研究経過状況（3000字程度）

関西学院大学大学院奨励研究員としての研究では、法人所得課税のうち、国税である法人税を対象として研究を行った。

日本の現行の法人税制度では、法人所得は益金から損金を控除する形で算定される。益金の額には、商品・製品の販売による売上収入のほか、金融活動による収益や土地・建物の売却収入などが含まれる。一方、損金の額には、売上原価や販売費、災害等による損失など、企業活動に伴って発生する費用や損失が含まれる。このようにして求められた法人所得を課税所得または課税ベースと呼ぶ。この所得と法定税率の積から税額控除を差し引いた額が法人税額となる。このような所得概念の構成自体にも制度的な複雑さが内在しているとの批判がある。例えば、減価償却や資産価値の評価の扱いは将来予測を伴う会計判断に依存している。その結果、企業の投資時期や資金調達方法により税負担が変動する。これは企業の投資行動を歪めるだけでなく、節税行動を誘発し、法人所得における課税ベースを歪め、課税が企業の経済行動を歪めるという点で「中立性の原則」を損なう問題として指摘されている。

そこで、課税における中立性を満たす税制として考えられているキャッシュフロー法人税（R+Fベース）やACE法人税を日本で導入した場合、課税ベースはどのように変化するのか。また、現在徴収している法人税収と同額の税収をキャッシュフロー法人税やACE法人税によって徴収するという税収中立を前提にした場合、各税負担率にどのような変化がみられるのかについて実証分析を行い、その影響を明らかにした。これらは、大学院奨励研究員に採用される以前の研究で明らかにしたものであるが、上記の研究では課税ベースや税負担率の計測にとどまっており、キャッシュフロー法人税やACE法人税が課税における中立性を満たすことについての理論面の整理が十分ではなかった。

そこで、奨励研究員としての研究では、キャッシュフロー法人税（Rベース）と税等価と考えられているACC法人税も分析対象に加えたうえで、キャッシュフロー法人税（R+Fベース）ならびにACE法人税、ACC法人税が、企業の投資行動を歪めることなく、課税における中立性を満たすことについて、各先行研究ではどのような理論的証明が行われているのかを確認し、各先行研究で提示された枠組みと理論展開（数式展開）を用いて統一的に再整理した。先行研究の多くは連続型モデルに基づく証明を行っていたため、本研究では離散型モデルに統一した上で整理を行った。

加えて実証分析では、ACE法人税の控除部分におけるみなし利子率の変更がもたらす影響についての分析を行った。昨年日本財政学会にて報告を行った際に、みなし利子率の変更に伴う課税ベースならびに税負担率への影響についての分析が不十分であるとの指摘を受けたためである。各国で導入されているACE法人税におけるみなし利子率は、国債の10年ものの国債利子率を基準として設定することが多い傾向にある。近年、日本ではマイナス金利政策からの転換が図られ、金利は上昇傾向にあることから、その影響についての確認が求められる。

そこで、みなし利子率をいくつかのパターンで変更した場合のACE法人税における課税ベース、税負担率についてそれぞれ計測した。まず、現状（2025年4月1日時点）の10年ものの国債利子率である1.5%をみなし利子率として設定した。次に、それよりも低い利子率として0.8%、高い利子率として8%を設定した。0.8%を採用した理由は、財務省が公表する「国債金利情報」に基づき、分析期間における10年ものの国債利子率の平均値を算出したところ、0.8%であったためである。この平均値が現状の1.5%を下回るのは、近年のマイナス金利政策の影響によるものと考えられる。一方で8%を採用した理由は、日本における過去最大の10年ものの国債利子率が、バブル期の8%であったためである。

分析の結果、リーマンショック期やコロナ禍といった経済ショック期において、企業所得の減少に伴い課税ベースが縮小することから、現行税収を得るためには税負担率を高く設定する必要があることが確認された。さらに、みなし利子率を引き上げると、控除部分の拡大を通じて課税ベースが縮小するため、現行税収を得るために必要な税負担率は上昇する。具体的には、みなし利子率を8%とした場合、リーマンショック期やコロナ禍において、課税ベースが極めて小さくなり、税負担率が100%近い水準に達することが確認された。一方で、みなし利子率を0.8%とした場合には、控除部分の縮小に伴って課税ベースが拡大するため、必要な税負担率はより低く設定できる。ただし、リーマンショックのような経済ショック期においては、その効果は限定的である。

以上より、ACE法人税において極端に高いみなし利子率を設定することは、課税ベースにもたらす影響が大きく、リーマンショックのような経済ショック期においてはその影響が特に大きくなると考えられる。つまり、ACE法人税の導入やみなし利子率の変更は、経済ショックが発生している時期に実施することは適切ではないと考えられる。この点は、キャッシュフロー法人税導入時の課題とも共通しており、本研究ではこの点を実証的に明らかにした。

以上の理論的整理および実証研究の成果については、学内外の研究者に対して報告を行い、指摘や助言を踏まえて研究の改善を図った。そのうえで、当該研究成果を、博士学位申請論文を構成する研究成果の一部として取りまとめ、論文を提出した。その後、審査委員会による厳密な査読と慎重な審査が実施された。審査においては、審査委員から、各章の構成で改善すべき点、図表の構成において不十分な点、記述が冗長である点、さらに詳細な追記が必要な箇所などについての指摘を受けた。これらの指摘を踏まえて修正を行い、その内容が適切に反映されていることが審査委員会により確認された。また、公開発表会では質疑応答を通じて、今後の研究課題や研究の方向性について有益な助言を得た。以上の審査過程を経て、当該論文が博士学位の授与にふさわしい内容を有するものと認定され、博士（経済学）の学位が授与された。

今後は博士学位論文において残された課題を明らかにすべく研究を継続し、その成果については、各学会や学術誌において報告していく所存である。